一般財団法人札幌市交通事業振興公社　告示第 31 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程第４条の規定に基づいて告示します。

令和 8 年 10 月 15 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社
理事長　　芝井　静男

記

１　契約担当

〒060-8614　札幌市中央区大通西５丁目　地下鉄大通駅西側コンコース内
一般財団法人札幌市交通事業振興公社　総務企画部総務課法務・コンプライアンス係
電話 011-251-0821　FAX 011-251-0829

２　入札に付する事項

⑴　物 品 名　　接触子⑵
⑵　数　　量　　仕様書による。
⑶　規 格 等　　仕様書による。
⑷　納入期限　　仕様書による。
⑸　納入場所　　指定場所
⑹　入札方式　　**紙入札による事後審査入札方式**
⑺　入札方法　　総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）　をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

３　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
⑵　令和８年度～令和 11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「卸小売業」、中分類「一般機械器具卸小売業」に登録されている者であること。
⑶　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
⑷　札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
⑸　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

４　入札書の提出方法等

⑴　入札説明書を示す場所及び問い合わせ先

上記１に同じ。

また、入札説明書は一般財団法人札幌市交通事業振興公社ホームページの入札情報のページにおいてもダウンロードすることができる。

⑵　入札書の提出期限及び提出場所

ア　提出期限

令和８年10月23日(金)　17時00分（送付の場合は必着のこと。）

イ　提出場所

上記１に同じ。

⑶　開札の日時

令和８年10月26日(月)　11時00分

⑷　入札書の提出方法

持参又は送付による。

５　入札手続等

⑴　入札保証金　　免除

⑵　契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の請求書到着の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌営業日）までに、納付、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すこととする。

ただし、一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程第23条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

⑶　入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

⑷　契約書作成の要否　　要

⑸　落札者の決定方法等

ア　落札者の決定

一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって

入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

⑹　その他　　詳細は入札説明書による。

入　札　説　明　書

令和８年度一般財団法人札幌市交通事業振興公社告示第31号に基づく入札等については、一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日　　令和８年10月15日

２　契約担当

〒060-8614　札幌市中央区大通西５丁目　地下鉄大通駅西側コンコース内
一般財団法人札幌市交通事業振興公社　総務企画部総務課法務・コンプライアンス係
電話 011-251-0821　FAX 011-251-0829

３　入札に付する事項

⑴　物 品 名　接触子⑵
⑵　数　　量　仕様書による。
⑶　規 格 等　仕様書による。
⑷　納入期限　仕様書による。
⑸　納入場所　指定場所
⑹　入札方式　**紙入札による事後審査入札方式**
⑺　入札方法　総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

ア　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ　次の各号の一に該当すると認められる者でその事由があったと認められたときから３年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。）

(ｱ)　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
(ｲ)　競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
(ｳ)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
(ｴ)　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
(ｵ)　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
(ｶ)　前各号の一に該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

⑵　令和８年度～令和11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「卸小売業」、中分類「一般機械器具卸小売業」に登録されている者であること。

⑶　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

⑷　札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

⑸　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

５　入札書の提出方法等

⑴　入札説明書を示す場所及び問い合わせ場所

上記２に同じ。

また、入札説明書は一般財団法人札幌市交通事業振興公社ホームページの入札情報のページにおいてもダウンロードすることができる。

⑵　入札の日時及び場所

ア　提出期限

令和８年10月23日(金)　17時00分（送付の場合は必着のこと。）

イ　提出場所

上記２に同じ。

⑶　開札の日時

令和８年10月26日(月)　11時00分

⑷　入札書の提出方法

持参又は送付による。

なお、ファクシミリ、電子メールその他の方法による提出は認めない。

⑸　提出に当たっての留意事項

ア　入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年10月23日(金)　接触子⑵の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに提出期限までに提出すること。

イ　送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和８年10月23日(金)　接触子⑵の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに提出期限までに必着するよう提出すること。

ウ　入札書に記載する日付は、入札書の提出日とすること。

エ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

⑹　本件の仕様等に対する質問

ア　提出方法

書面による持参又はファクシミリにより提出すること。

イ　提出先及び提出期限

上記２の契約担当へ、上記１の告示の日から令和８年10月19日(月)15時までの間で提出すること。

ウ　質問に対する回答

令和８年10月22日(木)までに、当公社ホームページに掲載する。

⑺　入札の無効

ア　本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ　入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。

⑻　入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

⑼　開札

ア　開札は、上記⑶の日時で行う。

イ　入札者又は、その代理人を立ち会わせての開札は行わず、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ウ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

６　その他

⑴　入札保証金　　免除

⑵　契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の請求書到着の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌営業日）までに、納付、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すこととする。

ただし、一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程第 23 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

⑶　入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望するものは、上記４に掲げる競争入札参加資格を有することを証明する書類を入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

⑷　落札者の決定方法等

ア　落札者の決定

一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記４に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

⑸　落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は理事長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

⑹　契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に理事長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において理事長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　理事長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑺　契約約款　別紙のとおり

⑻　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、当公社に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出場所　　上記２に同じ。

イ　そ の 他　　提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。